

大綱 4 産業振興の施策

大項目 1. 農業の振興

まちの 現況

農業の担い手の減少や高齢化の進展などにより*遊休農地が徐々に増えている一方、消費者の食の安全への関心が高まりつつあり、地球規模での食糧問題や環境問題を考えるうえでも農業の果たす重要性が見直されています。

本町では、役場敷地内に直売所を設置し、顔の見える農業を推進するとともに、まつぶし緑の丘公園では、町の奨励特産品や農産物など特産品販売会を開催し、更なる*地産地消・地域産業の振興に取り組んでいます。

また、水田の大部分を米作経営に適した環境に整備することで中核農家の育成を図っています。農業集落の生活環境については、*農業集落排水処理施設の整備による改善を図っています。

今後の 課題

食への関心の向上

高齢化や担い手不足の解消

農業集落地域の生活環境の改善

基本的な 方針

地産地消の拡大、市街地と農村部の交流など、消費と直結した農業を推進します。

土地の流動化と経営規模を拡大させて、米作を中心とした土地利用型農業の活性化を図ります。

活動 目標

地産地消、地域産業の振興のために。

特別栽培農産
物栽培農家数

7戸

5年間

10戸

認定農業者数

30人

5年間

33人

*遊休農地：作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなくて何も収穫できない荒廃した農地。

*地産地消：地域で採れた農産物をその地域で消費すること。

*農業集落排水処理施設：農業振興地域内の農業集落を対象とした、汚水または雨水の処理施設のこと。農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与している。

3.0ha以上の
経営規模を持つ
農家数

16戸

5年間

17戸

農業用排水路
の整備延長

—

5年間

1,500m

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

農業振興の取
り組みの充実

3.00pt

5年間

3.83pt

基本 計画

（１）都市型農業の推進

①地産地消の推進

年間をとおして消費者ニーズに対応できる多品目生産の拡大や新しい特産物の創出、安全で付加価値の高い農産物の栽培を促進するとともに、農産物の品評会や即売会への出品など、生産者と消費者の距離を近づけ、地元農産物への愛着心を育てます。

また、学校給食での地元食材の積極活用、町内出荷先の開拓などを検討し、地域での消費を拡大します。

②農業交流を通じた食の安全

小学生のうちから農業体験などの学習を行うことにより、農家と学習指導を受けた子どもや親との交流を促進し、食の安全への関心を高めます。

（２）土地利用型農業の活性化

①優良農地の保全及び遊休農地の活用

水田の持つ生産機能や保水・*遊水機能などを活かし、秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備や違反農地転用の是正指導などにより優良農地の保全を図ります。

また、増えつつある遊休農地については、町民農園としての活用や就農者へのあっせんなどを推進します。

②農業の担い手の育成

担い手の中心的な役割を果たす認定農業者や集落営農の人材育成をめざした研修会などを開催し、農業経営体の基盤強化に努めます。

*遊水機能：多量の雨水を一時的に溜めて、徐々に流下させる機能のこと。

③農業生産法人の設立支援

農家の高齢化や担い手不足などにより遊休農地が年々増加傾向にあることから、集落営農の組織化や認定農業者の共同経営を促進し、農業生産法人の設立を支援します。

(3) 農業集落環境の整備

①農業集落の調和ある土地利用の推進

集落内の農業的土地利用と居住的土地利用の調整を図りながら、農業集落排水事業による生活排水対策や生活道路の整備などに努めます。

●経営形態別農家数

資料：農業センサス

	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)
農家数	836	100.0	731	100.0	691	100.0	596	100.0	490	100.0
専業	31	3.7	27	3.7	43	6.2	37	6.2	49	10.0
第1種兼業	67	8.0	52	7.1	97	14.0	18	3.0	18	3.7
第2種兼業	738	88.3	652	89.2	551	79.7	541	90.8	423	86.3

●経営耕地別農家数

資料：農業センサス

	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)
合計	668	100.0	624	100.0	583	100.0	524	100.0	434	100.0
田	527	78.9	481	77.1	468	80.3	432	82.4	374	86.2
畑	140	21.0	142	22.8	113	19.4	91	17.4	59	13.6
樹園地	1	0.1	1	0.2	2	0.3	1	0.2	1	0.2

●経営耕地規模別農家数の推移

資料：農業センサス

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年		
						計	松伏領村	金杉村
農家総数	894	836	731	691	593	490	312	178
例外規定	3	2	5	2	2	1	1	0
0.3ha 未満	147	143	121	121	120	102	63	39
0.3ha～0.5ha 未満	162	177	142	138	109	100	57	43
0.5ha～1.0ha 未満	315	278	247	242	192	158	115	43
1.0ha～1.5ha 未満	157	143	133	109	96	63	41	22
1.5ha～2.0ha 未満	69	52	43	37	42	36	16	20
2.0ha～3.0ha 未満	33	34	29	27	20	14	6	8
3.0ha 以上	3	7	11	15	15	16	13	3

●年齢別農業就業率（構成比）の推移

資料：農業センサス

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
16 歳～19 歳	1.0	0.4	0.5	0.9	2.0	0.6
20 歳～29 歳	5.6	2.9	1.5	2.5	2.4	2.1
30 歳～39 歳	9.2	9.9	6.8	3.5	3.7	2.5
40 歳～49 歳	18.5	12.3	9.9	11.6	8.4	6.4
50 歳～59 歳	29.3	30.7	24.5	15.6	10.6	13.7
60 歳～64 歳	13.2	15.9	20.8	20.1	13.9	8.9
65 歳～70 歳	13.0	14.4	18.3	20.5	21.6	17.5
70 歳以上	10.3	13.5	17.8	25.4	37.4	48.3



特産品販売会の様子

大綱 4 産業振興の施策

大項目 2. 商工業の振興

まちの 現況

身近な商店街は、地域の消費を支える有効な資源となりますが、本町の中心部では沿道型の大規模商業施設の集積が進んでいます。小売業の店舗数がこの5年間で1/3近く減少している反面、売り場面積や従業員数は増加しており、総じて店舗の大型化が進んでいるといえます。平成12年には76%であった消費の流出率は、平成17年には66%となって地域商業力が高まりつつありますが、古くからの個人商店を中心にした小規模店舗は衰退する傾向にあるといえます。

一方、本町の工業は、138事業所のうち127事業所が30人未満の小規模事業所であり、製造品出荷額も年々減少傾向を見せています。しかし、*(都)東埼玉道路整備にともなう企業立地も予想され、地域経済の活性化に期待が寄せられています。

今後の 課題

地域の商業の育成

工場や事業所の誘致による地域経済の活性化

地域の資源を活用した産業イベントの発展

基本的な 方針

経営者相談などの経営支援や商工会活動への支援により、内発的な産業おこしを進めます。

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線の結節点周辺に新たな商工業の誘致のための開発を検討し、地域経済の活性化を進めます。

活動 目標

商業や工業の経営基盤の強化のために。

製造品出荷額 400 億円 || 5 年間 || 600 億円

年間商品販売額 240 億円 || 5 年間 || 300 億円

* (都)東埼玉道路：八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道16号をつなぎ町内を南北に縦断する自動車専用道路。

買い物動向・外出
行動 地元吸収率

25%

5年間

30%

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

商工業の振
興の充実

2. 82pt

5年間

3. 68pt

基本 計画

（１）既存商工業の整備・育成

①商工会との連携強化

商工業活性化のため、その推進母体である*商工会への支援や情報提供に努め、連携の強化を図ります。

②中小企業の経営基盤強化

足腰の強い中小企業を育成するため、商工会と連携し、経営者の研修会など学習機会への参加促進や、関係機関が行う経営者相談の周知、適切な融資あっせんなどにより、経営基盤の強化や経営合理化を促進します。

（２）商工業資源の開発

①松伏インターチェンジ周辺地域の開発検討

（都）東埼玉道路や（都）浦和野田線の早期整備を要望するとともに、両道路が結節する*松伏インターチェンジ周辺については、今後の地域経済を支える商業や工業の集積を図ります。

②工業団地の整備検討

企業誘致のための小規模工業団地の整備を検討します。

③観光振興体制の整備

観光産業を振興するため、観光振興団体や*NPOへの支援に努めます。また、「まつぶし緑の丘公園」を観光拠点として活用の推進を図ります。

*商工会：商工会法にもとづき、地域の商工業の振興のため、都道府県知事の認可によって設立された法人のこと。

*（都）浦和野田線：さいたま市の（都）新浦和越谷線から、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。

*松伏インターチェンジ：南北に縦断する（都）東埼玉道路と東西に横断する（都）浦和野田線の結節点（予定）の通称。

*NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略。

●商業の推移

資料：商業統計調査

	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
卸売・小売別商店数（所）	236	207	188	196	191	177
卸売	33	32	32	33	39	39
小売	203	175	156	163	152	138
法人・個人別商店数（所）	236	207	188	196	191	177
法人	66	66	71	84	87	79
個人	170	141	117	112	104	98
従業者数（人）	1,012	947	1,013	1,163	1,453	1,421
卸売	178	177	150	257	212	342
小売	832	770	863	906	1,241	1,079
年間商品販売額（万円）	1,777,652	2,525,341	2,351,513	2,055,613	2,369,911	3,405,616
売場面積（㎡）	11,342	12,075	12,524	16,290	22,592	20,853

●工業の推移

資料：工業統計調査

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
事業所数（所）	150	137	131	140	140	138
30 人以上	15	17	15	14	12	11
30 人未満	135	120	116	126	128	127
従業者数（人）	2,312	2,407	2,252	2,252	2,206	2,154
男	1,270	1,331	1,311	1,338	1,317	1,290
女	1,042	941	941	914	889	864
製造品出荷額（万円）	3,678,538	4,437,383	4,123,855	4,036,483	3,865,306	3,808,758

大綱 4 産業振興の施策

大項目 3. 就労環境の整備

まちの 現況

依然として高い*完全失業率や地域の雇用格差、雇用形態などの問題に対して、障害者の雇用の促進等に関する法律や雇用対策法が一部改正され、障がい者や若年層、外国人に対する雇用の適正化が図られています。また、*公共職業安定所（ハローワーク）では、障がい者のための就職面接会や子育て中の女性の再就職を支援するサービスが提供されています。

本町では、*シルバー人材センターとの協力による雇用拡充を図るとともに、余暇時間を有効に活用してもらうための支援として役場の会議室の貸し出しを行っています。

今後の 課題

余暇時間の有効活用の支援

就職に関する情報の収集と提供

基本的な 方針

雇用を取り巻く環境を改善するため、求職者へ情報提供などの支援を行うとともに、関係労働機関と連携して労働条件の向上を図ります。

勤労者の福祉を向上させるため、勤労者の余暇活動の促進や生活の支援を行います。

活動 目標

情報の共有や勤労者の福祉を充実させるために。

松伏町優良従業員表彰者数

16人

5年間

40人

完全失業者の割合

4.1%

5年間

2.8%

*完全失業率：労働力人口に占める完全失業者の割合のこと。

*公共職業安定所：国によって設置された、職業安定法にもとづく国民に安定した雇用機会を確保することを目的とした機関。

*シルバー人材センター：厚生労働省令で定める基準にもとづき都道府県により指定された公益法人。定年退職者などの希望に応じ、臨時的、短期的な就業の機会を提供する。

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

就労に関する情
報提供の充実

—

５年間

3.00pt

基本 計画

（１）雇用安定の促進

①求職活動の支援

求職者に対する多様な就労機会を創出するため、若年者に対する就職相談、高齢者の雇用創出組織などの活用、高齢者や障がい者などの雇用に関する助成制度の周知、関係機関の持つ求人情報の提供に努めます。

②労働条件の改善

労働条件の改善を図るため、関係労働機関と連携し、雇用者へ雇用対策事業や*最低労働条件の周知を行います。

（２）勤労者福祉の向上

①勤労者の余暇活動の支援

余暇時間の有効活用を図るため、広報やホームページなどを活用し*生涯学習に関する情報や機会の充実を図ります。

②融資制度

勤労者住宅融資制度の見直しを進めます。

*最低労働条件：労働基準法などの法令で定められた賃金や労働時間、休息・休日などの最低条件のこと。

*生涯学習：自己の自由な意思にもとづき、それぞれにあった方法で生涯にわたって学んでいくこと。生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律により法制化された。

大綱 4 産業振興の施策

大項目 4. 消費生活の質の向上

まちの 現況

近年の消費者問題は、*BSE問題や食品偽装表示、架空請求、*振り込め詐欺など多様化しており、解決するには専門的な知識が必要となってきました。一方、消費者は、多様な市場の中から自由な選択ができるようになり、消費者自身が自立して消費経済に順応することが求められています。

本町では、広報などを通じて消費生活に関する情報提供に努めるとともに、消費生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しています。

また、平成の楽市楽座での*フリーマーケットの開催や広報による不用品のあっせんなどを行っています。

しかしながら、消費者団体メンバーの高齢化や後継者不足などの問題を抱えています。

今後の 課題

消費知識の普及と意識の啓発

消費者活動の人材の育成と組織化

基本的な 方針

「保護される者」側から「自立した主体」となる消費者を育成するため、情報提供や学習機会の充実を図ります。

消費生活トラブルを未然に防ぐとともに、トラブルの早期解決を支援するため、相談窓口の充実を図ります。

活動 目標

安心できる消費生活のために。

消費生活セミナー参加者数

—

5年間

45人

消費者団体の会員数

—

5年間

65人

*BSE問題：2000年代の初頭に発生した、牛海綿状脳症に関する一連の事件、またそれらのメディア報道によって発生した社会問題のこと。

*振り込め詐欺：架空の請求などを信じ込ませて現金をATMなどで振り込ませる詐欺の総称。俗にいうオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺がある。

*フリーマーケット：flea market。のみの市。家庭で不用になった日用雑貨品、衣類などを持ち寄り販売する。

消費生活相談
窓口開設日数

24日

5年間

100日

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

消費生活に関する
情報提供の充実

—

5年間

3.00pt

基本 計画

（１）消費者の学習支援

①消費者の意識啓発

消費生活トラブルを防止するための情報提供、商取引や商品知識の普及・啓発のために展示会や講座を実施するとともに、関係機関が行う啓発活動を促進します。

また、使えるものを上手に活用するために、不用品交換やフリーマーケットの開催に対する支援を行います。

②消費者団体の育成

消費者の自主的活動を促進するため、講習会や研修会などを開催し、人材の発掘と消費者団体の育成を促進します。

（２）消費者の保護

①相談体制と情報提供の充実

消費生活トラブルの未然防止や早期解決を促進するため、関係機関と連携し、消費生活相談体制の強化や県の相談窓口の紹介、消費生活トラブルなどに関する最新情報の提供などに努めます。